



コープサークルは
いいこと
いっぱい!

ホームページ「イベントひろば」など、
コープこうべの広報媒体を通じて、
活動の情報を発信できます

コープこうべが案内する講師・
学習プログラムなどを活用し、
活動に役立つスキルアップが
できます
(年度内1回無料制度があります)

交流の場、活動発表の場に
参加できます

日ごろの活動や助成申請などで、
困ったときアドバイスがもらえます

サークル活動の際に、
一時保育が利用できます
(有料/対象:1歳半~就学前)

組合員集会室を月1回(原則2時間まで)
無料で使用できます



人と人を
つなぎたい!

笑顔あふれる
地域を
つくりたい

コープサークル つどい場 立ち上げ助成 のご案内

2025
年度

居場所が
あれば毎日
いきいき

見守られて、
安心!

頼って、
頼られて、
そんな関係が
心地いい...

お問合せ・申請は下記の地区本部へ

大阪北地区本部 ☎06-6849-0231

〒561-0882 豊中市南桜塚2-1-2 ふれあいセンター桜塚2F
活動エリア 島本町・高槻市・茨木市・摂津市・吹田市・大阪市(淀川区・東淀川区・西淀川区)・能勢町・豊能町・箕面市・池田市・豊中市

第1地区本部 ☎0797-83-1017

〒665-0852 宝塚市売布2-5-1 ビビアめふ1 2F
活動エリア 宝塚市・川西市・猪名川町

第1地区本部 塚口事務所 ☎06-6429-2411

〒661-0002 尼崎市塚口町1-16-1 コープ塚口2F
活動エリア 伊丹市・尼崎市

第2地区本部 ☎0798-67-8927

〒662-0832 西宮市甲園園1-8-1 ゆとり生活館アミ3F
活動エリア 西宮市・芦屋市

第3地区本部 ☎078-412-7850

〒658-0081 神戸市東灘区田中町5-3-18 生活文化センター2F
活動エリア 神戸市(東灘区・灘区・中央区・兵庫区・長田区・須磨区)

第4地区本部 ☎0794-87-7755

〒673-0592 三木市志染町青山7丁目1-4(協同学苑内)
活動エリア 丹波市・丹波篠山市・三田市・三木市・小野市・加東市・加西市・西脇市・多可町・神戸市北区

第5地区本部 ☎078-704-5701

〒655-0013 神戸市垂水区福田3-2-12(コープ住宅本社内)
活動エリア 神戸市(西区・垂水区)

第6地区本部 ☎078-935-7180

〒674-0051 明石市大久保町大窪2545-8 コープ大久保2F
活動エリア 淡路市・洲本市・南あわじ市・明石市・稲美町・播磨町・加古川市・高砂市

第7地区本部 ☎079-292-3300

〒670-0086 姫路市田寺3-3-11 コープ姫路田寺3F
活動エリア 姫路市・福崎町・市川町・神河町

第7地区本部 豊岡事務所 ☎0796-24-1266

〒668-0023 豊岡市加広町7-32 コープデイズ豊岡1F
活動エリア 豊岡市・朝来市・養父市・香美町・新温泉町・京丹後市

第7地区本部 相生事務所 ☎0791-22-1640

〒678-0031 相生市旭3-7-6 コープデイズ相生3F
活動エリア 太子町・たつの市・相生市・赤穂市・上郡町・佐用町・宍粟市



つどい場立ち上げ助成

目的

人と人とのつながりを大切にしたい
「助け合い、支え合う地域社会」をめざします。

1. 地域の住民誰もが自由に立ち寄れる。
2. お互いを認め合いながら過ごせ、様々なつながりが生まれる。

地域のよりどころとなる、そんな活動を応援するための助成制度です。

助成額 一律15,000円

※すでにつどいの場として開始している活動は申請できません(新規立ち上げ時の1回限り)
※残金が発生した場合は、返金いただきます

助成金の申請から報告まで

⚠ 使途が目的に沿っていない場合は返金していただきます

申請

① 申請に必要な条件をチェック

- コープサークル(メンバーは3人以上で、全員コープこうべの組合員)に登録する意思がある
- 以下の場合はサークルに登録できません
 - 営利を目的としている
 - 政治活動、宗教活動をしている
 - 他者を誹謗・中傷する行為
 - 教室運営を目的としている
- メンバーみんなの参加運営による、自主自立の活動である
- 年8回以上開催する
- いつでもだれでも自由に参加でき、参加者同士がふれあい交流できる開かれた場である
- 報告書を提出できる

② 申請書に記入

③ 申請書を提出(毎年4月~12月末) (提出先:登録所属)

審査・交付

④ 審査後、助成の可否を通知

地区で審査し、結果をお知らせします

⑤ 交付

※助成金は地区本部からお支払いします
※備品の準備や広報など運営に関わること、企画の立て方など、地区本部へ気軽にご相談ください

つどい場の活動開始

⑥ 1年間に8回以上、開催 **⚠ 助成金は、交付された年度内のみ使用できます(年度をまたいで使用することはできません)**

機関紙「きょうどう」・ポスター・チラシ・SNSなどで広報する場合は
「コープサークル・つどい場立ち上げ助成制度を活用しています」と明記してください

※報告用に活動中の写真が必要

報告・精算

⑦ 報告書の提出 **⚠ 報告書によって、提出時期が異なります**

- 「活動報告書」はサークル登録から1年後もしくは8回の活動を終えた時点で提出
 - 「会計報告書」(領収書貼り付け)は必ず助成金が交付された年度末までに提出
- ※助成金の残金がある場合は、年度末までに返金してください

つどい場立ち上げ助成 対象費目の一覧

★ 助成は**活動にあたり必要不可欠なもの***が対象となります。

※助成の対象となるか不明な場合は、事前に地区本部へご相談・ご確認ください。

★ 組合員の貴重な財産を活用して助成を行っています。

参加者の受益となるものは参加費などでまかなうことを考えましょう。

申請書の書き方など困った時は地区本部に相談するもん!



- コープでの購入を原則とします
- 必ず領収書(レシート)が必要です
 - ・ 発行者名、日付のあるものに限り
 - ・ 原本を提出してください(コピー不可)
 - ・ 個人の組合員証のポイント付与は不可(サービスコーナーに設置している「専用組合員証」をご利用ください)
- 使途が不適切な場合は、返金していただきます
- つどい場立ち上げ活動以外でも使用する機器類は、対象外です

申請可能なもの ※申請金額が満額、助成対象になるとは限りません

費目	内容
教材費	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務用品、材料費 ※プログラムに必要な材料費は1人500円(税込)を上限に、実費助成が可能 例) 460円 ⇒ 助成可能金額 460円 650円 ⇒ 助成可能金額 500円 ● 参考書籍(絵本、図鑑、その他知識・技術向上のためのもの)購入代
広報・資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ● チラシ、ポスターなどの作成費、印刷費、媒体掲載費 ● コピー代、報告用写真代など
会場費	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設利用料 ※組合員集会所を使用する場合は、月1回(2時間まで)無料
通信費・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ● 郵便代、宅配便代 ● 運搬に係る駐車場代、運搬に係るガソリン代(注)
講師料・講師交通費・保育費	<ul style="list-style-type: none"> *メンバー以外に依頼する場合に限り *謝礼の支払いは口座振込に限り
その他プログラムに必要なもの	運営協力者(メンバー以外)への交通費など

(注) ガソリン代の計算は下表を参考に請求ください

ガソリン代@1ℓの金額(時価)	~80円	81円~150円	151円~220円	221円~
自家用車	10円	20円	30円	40円
バイク	5円	10円	15円	20円

注意点

他団体から助成を受けており使途が重複しているものは、助成の対象外です。
(他団体から助成を受けること自体は、問題ありません)